

# 第1章 景観計画の策定にあたって

## 1. 景観計画の構成

本計画は、景観法に基づく景観計画として策定します。本市の景観まちづくりのあり方の骨格を示した「宗像市景観まちづくりプラン」を踏まえ、エリアや軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定めます。

### 宗像市景観まちづくりプラン（抜粋）

第1章 景観まちづくりプランとは  
景観まちづくりプラン・景観計画の期間  
平成26～36年度（10年ごとに見直し）

第2章 宗像市の景観特性と課題  
本市の景観課題

地域特性を活かした景観の創出  
地域間、要素間の景観のつながり  
良好な景観を守るための市民参画の仕組み

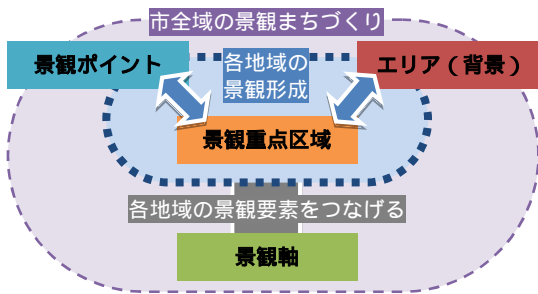
第3章 景観まちづくりの方向性  
景観まちづくりの目指す姿

海・山・川と歴史がつながる  
「むなかたの景観」を市民全員で守り育てる

景観まちづくりの基本方針

地域特性に応じた景観まちづくり  
「つながり」を大切にした景観まちづくり  
市民が主体となった景観まちづくり

本市の景観の将来像



第4章 景観まちづくりの推進  
景観まちづくりの推進方策

景観まちづくり活動への支援及び連携  
景観に関する情報提供・PR  
景観まちづくりの裾野を広げる普及・啓発  
景観まちづくりへの市民参画機会の提供  
産業振興と連携した景観まちづくり

### 宗像市景観計画（構成）

第1章 景観計画の策定にあたって

- 景観計画の構成及び位置づけ
- 景観計画区域

景観計画区域：市全域

類型別の区域：8エリア・3軸

景観重点区域：「宗像・沖ノ島と関連遺産群」緩衝地帯

第2章 良好な景観の形成に関する方針

- 基本方針
- 8エリア・3軸・景観重点区域の景観形成方針

第3章 行為の制限に関する事項

- 景観形成一般区域・景観重点区域の景観形成基準（建築物・工作物・開発行為等）
- 届出・認定・許可対象行為、手続きの流れ

第4章 景観資源等の活用に関する事項

- 景観重要建造物・樹木に関する方針
- 景観重要公共施設に関する方針
- 屋外広告物に関する方針

第5章 計画の推進体制

- 推進組織の構築
- 景観アドバイザー派遣制度の創設

## 2. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）

景観計画区域は、本市の全域（地先公有水面を含む）とし、その全域において、「宗像市景観まちづくりプラン」で位置づけた8つのエリア（背景）と3つの景観軸を類型別の区域として設定します。さらに、景観計画区域のうち、本市の景観形成上特に重要な区域を景観重点区域とします。なお、景観重点区域以外の区域は景観形成一般区域とします。

景観計画区域



類型別の区域（8エリア、3軸）

景観重点区域及び景観形成一般区域

